

大治町有害動物捕獲器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生動物による生活環境、農業に係る被害が現に生じ、又は生じるおそれがある場合に、町が所有する捕獲器（以下「捕獲器」という。）を無料で貸し出し、被害防止及び軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象者及び要件等)

第2条 捕獲器の貸出の対象者、条件、貸出台数、貸出期間及び提出書類は、別表のとおりとする。

(対象動物)

第3条 捕獲対象動物は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）で捕獲を認められた動物とする。

(貸出の申請)

第4条 捕獲器の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、捕獲器貸付申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは審査を行い、適当と認める場合は、申請者に捕獲器の貸出を行う。

2 貸出期間は、2週間以内とする。

(管理)

第6条 捕獲器を借り受けた者（以下「借受人」という。）は、捕獲器を常に良好な状態で管理し、貸出を受けた目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。

2 借受人は、捕獲器を亡失し、又は損傷したときは、その旨を遅滞なく町長に届け出るとともに、捕獲器の亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき事由による場合は、借受人がその損害を賠償するものとする。この場合において、借受人による捕獲器の輸送中及び捕獲中に発生した事故については、町は一切の責任を負わない。

3 借受人は、対象動物を捕獲したときは、速やかに町長に連絡するものとする。

(承認の取消し、変更及び返納命令等)

第7条 町長は、必要が生じたとき、又は借受人が前条第1項の規定に違反したときは、貸出の承認を取り消し、又は貸出期間を変更して捕獲器の返納を命ずることができる。

2 借受人は、貸出期間が満了したとき、又は前項の規定により返納を命ぜられたときは、直ちに町長に捕獲器を返却しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害又は物的被害を受けて自宅の庭等、第三者が自由に立ち入ることのできない場所に捕獲器の設置を希望する者 ・農作物被害を受けた農業関係者
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の住所及び捕獲場所が大治町内であること。 ・鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲許可証の交付（手続中のものを含む。）を受けていること。 ・捕獲器の設置に関して、土地所有者等との合意ができていること。 ・借受人の責任において、捕獲器の管理、餌の入替え等ができること。
貸出台数	1 申請につき 1 基
貸出期間	貸付けの日から 2 週間以内
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 有害鳥獣捕獲許可証（借受に際して事前に申請のこと。） ② 捕獲器貸付申請書（別記様式）